

令和4年 第2回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年2月25日 午後3時00分から午後5時05分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員

農業委員会委員（14名）

会 長

会長代理

7番	船 川 由 孝
14番	鈴 木 栄
1番	矢 島 清 春
2番	大 澤 年 一
3番	奥 貫 進
4番	江 森 正 之
5番	野 村 美 左 緒
6番	倉 持 昭 夫
8番	田 中 吉 雄
9番	熊 谷 隆 夫
10番	山 中 栄 司
11番	増 田 隆 福
12番	増 田 政 重
13番	松 島 政 雄

農地利用最適化推進委員（6名）

岡 政 美
関 俊 男
梅 山 友 行
石 関 池 昭 功
小 川 三 肇

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 雑草対応状況について

報告第3号 遊休農地の利用意向調査について

6 その他

・事務連絡

7 事務局

局長 田 中 孝 徳

主査 堀 野 真 一

主任 新 井 貴 美 子

開会 午後3時00分

◆局長

皆様こんにちは。令和4年第2回幸手市農業委員会を開会いたします。

まず、この場をお借りしまして、今月15日から17日までの3日間、利用意向調査と農地パトロールを実施いたしましたが、ご出席いただきました委員様におかれましては、ありがとうございます。御礼申し上げます。

また、今月10日に、会長と農業会議の会長・事務局長会議に出席をさせていただきました。今後、農業委員会としましては、活動日数の設定、日常の活動の記録ということで、活動の見える化の方針が国のほうから打ち出されております。人・農地プランの法定化ということもございまして、令和4年度以降は農業委員会としても、取組をさらに進める必要があると感じております。

状況も変わっていく中で、事務局も対応をしていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、日頃の活動には大変感謝しておりますが、今後より一層のご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、会議のほうに入りますが、本日の出席委員は14名でございます。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、本日、6名の農地利用最適化推進委員の方に出席をいただいております。

それでは、開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思っております。

会長、よろしく願いいたします。

◆会長

会長挨拶をする。

◆局長

ありがとうございます。

続いて、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となり、進めることとなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

◆会長

それでは、まず初めに、第13回、12月の議事録を確認します。第13回の議事録についてご意見等はございますか。

(委員質問及び意見を述べる)

ほかに、ご意見等はございますか。

(なしの声あり)

意見なしということで、第13回の議事録確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。こちらから指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番 大澤年一委員、3番 奥貫進委員にお願いいたします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

初めに、1番の案件について審議いたしますが、この案件は私の関係する案件となりますので、一時退席させていただきます。

議長については、会長代理をお願いしたいと思いますが、皆様、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、会長代理よりお願いいたします。

(会長退席)

◆会長代理

それでは、私のほうで進めさせていただきます。

議案第1号について、事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第1号をご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

今回は6件でございます。

住宅地図のNo.1をご覧ください。

番号1、土地の所在 平野字野々下〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 2,095 m²、譲受人 神扇〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 上高野一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 35,268 m²、家族数 6人 耕作者数 2人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長代理

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

この案件について、2月16日、譲渡人の〇〇〇〇さんからお聞きした状況を説明いたします。現在、家族は71歳の妻と2人暮らしです。子供は都内とさいたま市に住んでおり、2人とも独立していて農業は継がないとのことであり、また農地は全て処分し

てほしいということです。現在所有している農地の面積は、今回の申請を除いて、田が6筆で6,694㎡、畑が5筆で1,607㎡、全て実家から譲り受けたものです。そして、家庭菜園でやる程度を残して、農地は全て耕作依頼しており、農機具は管理機だけです。

次に、譲受人の〇〇〇〇さんは、(有)〇〇の経営もしており、個人としても、自作農地だけでも22,589㎡あり、農業機械も全て整っております。なお、申請地は、〇〇さんの農地の隣接地ですので、農地の集約化が図られると思います。また、譲渡しに至った経緯は、近所の方から紹介されたそうです。

近年の米価の下落や耕作者の高齢化、農業機械の老朽化、後継者の不足などによりまして、農業環境が変化しており、これに対応した農業の持続化を図るためには、問題なしと考えます。皆様の審議をお願いします。

◆会長代理

1番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、1番の案件は承認されました。

議長をまた会長に戻し、進行をお願いしたいと思います。

(会長復席)

◆会長

それでは、続いて、2番に移ります。

番号2番の案件が、〇〇番〇〇委員と〇〇推進委員に関するものとなりますので、〇〇委員と〇〇推進委員には一時退席していただきたいと思います。

(〇〇番〇〇委員、〇〇推進委員退席)

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 長間〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 1,297㎡、譲受人 長間〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 惣新田〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 耕作不便、譲受人の耕作面積14,820㎡、家族数 3人 耕作者数 2人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2月18日、現地を確認し、20日に譲受人の〇〇さんにお話を伺いました。申請地は、現在、〇〇さんが耕作している隣になります。購入後は、畦畔を取り外し、作業効率の向上を図りたいということです。申請地を合わせると7,000㎡となり、とてもいい圃場となると思います。

また、譲渡人の〇〇さんから話を伺ったところ、これから将来、維持していくのが困難ということ、耕作不便ということで、譲渡に至ったそうです。この案件は問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

◆会長

ありがとうございました。

2番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

2番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、2番の案件は承認されました。

ここで、〇〇番〇〇委員と〇〇推進委員には、お戻りいただきたいと思います。

(〇〇番〇〇委員、〇〇推進委員復席)

続いて、3番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.3をご覧ください。

番号3、土地の所在 下川崎字宮脇〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 251㎡、譲受人 幸手〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 下川崎〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 相手方の要望、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 6,794.21㎡、家族数2人 耕作者数1人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

18日に〇〇さんと〇〇さんに話を伺ってきました。申請地については、以前から〇〇さんが3条の賃貸借権を結んで耕作してきたとのこと。現在は合意解約済みです。〇〇〇〇さんの父親から買ってほしいと言われていたところ、2年前に亡くなってしま

いましたが、長い間耕作してもらっており、お世話になっているし、返されても困ってしまうので譲りたいと〇〇さんから申出があり、今回の申請に至ったとのこと。〇〇さんは、ほかに9反ほどの農地がありますが、家の周りで野菜をつくるぐらいで、ほかは請負いをしている〇〇さんに耕作をお願いしており、農機具もほとんどないとのこと。

〇〇さんは、申請地を含め7反ほどの農業を経営しており、農機具も一通りそろっているとのこと。

以上のようなことから、この申請につきましては問題ないと思います。

◆会長

3番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

3番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、3番の案件は承認されました。

続いて、4番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.4をご覧ください。

番号4、土地の所在 天神島字西沼〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 2,005㎡、譲受人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 21,714㎡、家族数6人 耕作者数1人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2月17日、現地を確認いたしました。また近所にお住まいの〇〇番〇〇委員に状況を伺いました。譲受人の〇〇さんの父親は、去年12月24日の農業委員会総会議案第3号4番の5条申請で農地を譲渡いたしました。その代わりという形で、〇〇〇〇さんの農地を譲り受けるとのこと。

譲り渡す〇〇〇〇さんにとっては、当該農地は自ら耕作しておらず、天神島の〇〇さんに依頼していたので、問題はないものと思います。

◆会長

4番の案件について、質問等がございますか。

(なしの声あり)

4番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、4番の案件は承認されました。

続いて、5番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.5をご覧ください。

番号5、土地の所在 戸島一丁目〇〇外4筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 2,543.12㎡、譲受人 戸島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 戸島一丁目〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 相手方の要望、譲渡理由 労力不足、譲受人の耕作面積 15,375㎡、家族数2人 耕作者数2人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたと思います。

◆担当委員

まず、譲渡人の〇〇さんは、両親も亡くなっており、現在独り暮らしで、後継者もなく、農機具も全部処分してしまい、農地を処分したいということでした。2月18日、譲受人の〇〇さん宅に、八代地区の〇〇委員に同行していただき、話を伺いました。

譲受人の〇〇さんは73歳です。田が9反あり請負っているところを合わせますと2町ほど耕作しています。義理の息子さんが農業を引き継ぐようですので、耕作に関しては問題ないと思います。また現地もきれいに耕運されており、問題ないと思います。

◆会長

この案件について、質問等がございますか。

(なしの声あり)

5番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、5番の案件は承認されました。

続いて、6番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.6をご覧ください。

番号6、土地の所在 西関宿字西関宿〇〇、地目は登記・現況ともに畑、面積 277㎡、譲受人 春日部市〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 天神島〇〇 〇〇〇〇、譲受理由 経営規模拡大、譲渡理由 耕作不便、譲受人の耕作面積 22,174㎡、家族数4人 耕作者数3人。

所有権移転となります。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2月17日、西関宿の現地を確認してから、譲渡人、〇〇〇〇さんについて地元の〇〇委員に話を伺いました。その後、〇〇さんにも直接話を伺いました。譲受人、〇〇〇〇さんは叔父が幸手に住んでおり、管理してくれるとのことでした。確認のため、春日部市の〇〇〇〇さん宅も伺い、確認してきましたが、農機具も揃っており、息子さんもアルバイトしながら就農しています。面積が小さいので、規模拡大という譲受理由は少し違う感じですが、問題はないと思います。

◆会長

6番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

6番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、6番の案件は承認されました。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第2号をご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

今回は4件でございます。

住宅地図のNo.7をご覧ください。

番号7、土地の所在 幸手字前〇〇、登記地目 田、現況地目 畑、面積 342㎡、借受人 東三丁目〇〇 〇〇〇〇外1名、貸出人 幸手〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 97.16㎡、農地区分は、10ha未満の広がりの農地

ということで第2種となります。

使用貸借権設定となります。

申請地は第2種農地で、自己用住宅1棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であり、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2月11日に現地を確認しました。同日、貸出人の〇〇〇〇さん宅を訪問し、話を伺いました。現地周りは大分住宅化が進んでいます。借受人は貸出人〇〇〇〇さんの息子夫妻で、転勤で4年間ほど北海道にいましたが、令和2年に東京本社に戻ることになり、実家近くのアパートに住んでいましたが、今後のことを両親と相談し、実家近くの母親が所有する土地を借りて家を建てることになったそうです。実家の近くであれば何かと心強く安心と思い、この申請に至ったそうです。審議をお願いいたします。

◆会長

7番の案件について、質問等はございますか。

(なしの声あり)

7番の案件については承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、7番の案件は承認されました。

続いて、8番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.8をご覧ください。

番号8、土地の所在 上高野字織部前〇〇外1筆、地目は登記・現況ともに田、面積305.23㎡、借受人 上高野〇〇 〇〇〇〇、貸出人 上高野〇〇 〇〇〇〇、転用目的 自己用住宅、施設の概要 居宅1棟 92.74㎡ 道路後退用地、農地区分は、10ha未滿の広がり農地ということで第2種となります。

使用貸借権設定となります。

申請地は第2種農地で、自己用住宅1棟を建設するものです。

開発行為に関して担当課に確認したところ、都市計画法第34条第11号の区域であ

り、住宅の建築が可能ということで、許可の見込まれるものとのことでした。

当該案件については、現在、開発に係る協議が進められておりまして、農地転用許可と開発許可は同日の許可となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

資料のカラー写真をご覧いただきたいと思います。これを見て説明したほうが分かりやすいと思い、事務局にお願いして添付していただきました。

2月20日に地元の〇〇委員に同行いただきまして、話を伺いました。この写真の右の家が〇〇さんと義理の両親の家になります。その左側の空いている土地が今回の申請地です。

もともこの土地は、一つの筆で、義理の母である〇〇〇〇さんが相続したそうです。17年前、分筆し、農地転用して、家を建てたそうです。

その家を建てたときに、家を建てたところだけにフェンスやブロックを造ればよかったものを、左側の農地転用していない農地の部分まで含めて、囲ってしまったそうです。

それで、事務局への事前相談の中で是正ということで、フェンスとブロックを取り除くことになり、1月に撤去しました。現在は基礎だけ残っている状態です。基礎としての構築物は残っていますが、土留めの役割もしているとも解釈できるのかなと思います。

きちんと是正措置もしたということで、転用は了解できるのかなと考えます。

◆会長

ありがとうございました。

8番の案件について、質問等はございますか。

◆事務局

フェンスとブロックの是正についてですが、基礎を残して撤去するという事で春日部農林振興センターは了解済みなので、問題はありません。

◆会長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

8番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、8番の案件は承認されました。

続いて、9番に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.9をご覧ください。

番号9、土地の所在 上高野字慶作前〇〇、地目は登記・現況ともに田、面積 180㎡、譲受人 杉戸町〇〇 (同) 〇〇 (代) 〇〇〇〇、譲渡人 久喜市〇〇 〇〇〇〇、転用目的 資材置場、施設の概要 資材置場 180㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、資材置場に転用するものです。譲受人は(同) 〇〇となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2月18日に、上高野地区の〇〇委員にご同行いただきまして、譲受人の(同) 〇〇の〇〇さんに現地で内容を伺いました。申請地は、御成街道の脇で久喜市に近いところです。登記上は田で、草刈りはされていますが長く耕されてなく、土が盛ってあるような状態のところ。その南側は2mぐらい谷みたいに窪んでいて、さらに南側はまた2mの土が盛ってあり、利用するには不便そうなどころではあります。

今回、譲受人の測量会社は、加須市のほうに測量資材である杭、パイプ、砂、砂利を置いていましたが、遠過ぎるということで、事務所の近くにあるこの土地を購入して、ここに置きたいという計画です。

農地とはいえ、長く使われていないので、むしろ資材置場でも、土留めをして管理していただければ、問題はなく、やむを得ないと思います。申請者は、西側の農道脇の法面と、南側の谷になっている法面の土留めは、自社できちんと行いますと言ってくれましたので、やむを得ないと思います。

◆会長

9番の案件について、質問等はございますか。

◆委員

すみません、譲受人の測量会社の方は、土留めをすると言いましたが、申請書には何も記載されていません。申請書等に土留めについて追記できませんか。

◆会長

事務局。

◆局長

申請書と計画図については、土留めを施工するという、記載に修正をしてもらいます。

◆委員

よろしくお願ひいたします。

◆会長

ほかにございませぬか。

(なしの声あり)

9番の案件について承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、9番の案件は承認されました。

続いて、10番に移ります。

事務局、説明をお願ひいたします。

◆事務局

住宅地図のNo.10をご覧ください。

番号10、土地の所在 内国府間字新田前〇〇外3筆、地目は登記・現況ともに田、合計面積 1,396㎡、譲受人 川口市〇〇 〇〇(株) (代)〇〇〇〇、譲渡人 内国府間〇〇 〇〇〇〇、転用目的 資材置場・駐車場、施設の概要 資材置場・駐車場 1,396㎡、農地区分は、10ha未満の広がり農地ということで第2種となります。

所有権移転となります。

申請地は第2種農地で、資材置場・駐車場に転用するものです。譲受人は〇〇(株)となります。

必要添付書類が添付されており、立地基準、一般基準とも満たしていると考えます。

◆会長

この案件については、〇〇番〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

22日に、現地確認の後、〇〇〇〇さん宅へ伺いました。〇〇さんは、5年以上農業はしておらず、農機具もトラクターのみで、ほとんど使用せず、作業小屋もありません。自宅敷地の多くは、4号線沿いの中古車センターに貸しています。

譲受人の〇〇(株)の〇〇〇〇社長にお会いして話を伺いました。業種としては、市内の〇〇(株)の木製パレット製造と梱包作業がメインの会社です。コロナの状況にあっても、国内産の材木を使用しているので、影響は受けていないとのこと。好調な事業経営にあつて、資材置場と駐車場の用地を探していたところ、ちょうど隣接する〇〇さんの土地があり、今回の売買の話がまとまったということです。5年以上も耕作していなかった農地なので、転用は問題ないと思います。

◆会長

10番の案件について、質問等はございませぬか。

◆委員

西側と北側に道路がありますが農道ですよ。フェンスを設置してしまうと、農業機械の通り抜けは大丈夫なのでしょうか。

◆事務局

お配りしている図面を見ていただくと分かりますが、道のセンターから2m後退していただくよう協力していただいております。フェンスは下がったところから設置します。

◆委員

分かりました。ありがとうございます。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

10番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、10番の案件は承認されました。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

議案第3号をご覧ください。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について説明します。

今回の案件は、全部で3件ございます。

利用権の設定を受ける者、する者、土地の所在、地目、面積、新規更新の別、契約期間、賃借料、作物、権利の種類順で読み上げさせていただきます。

なお、一部内容を省略させていただきます。

番号1、平須賀 ○○○○、天神島 ○○○○、天神島○○、田、4,419㎡、更新、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号2、千塚 ○○○○、千塚 ○○○○、千塚○○外5筆、田、9,506㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

番号3、戸島 ○○○○、惣新田 ○○○○、惣新田○○外6筆、田、4,706㎡、新規、5年、10a当たり30kg、水稻、賃貸借権設定。

◆会長

ありがとうございました。

それでは、まず始めに、1番の案件は八代地区となりますので、地区の推進委員の○

○委員の意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

本件は更新申請となります。貸付人の〇〇さんですが、以前はライスセンターを利用しながら自作してきましたが、ハウスが駄目になり、建替えるよりかは、貸すことを選択したとのことです。〇〇さんが引き受けてくれるということで、5年前に利用権を設定し、今回はその再設定となります。

借受人の〇〇さんは、44歳と若く、大型機械を所有し、設備も整っておりますので、本件については特に問題はないと思います。また、〇〇さんは、10ha以上耕作している方ですので、中間管理機構の利用についても説明をさせていただきました。

◆会長

ありがとうございました。

〇〇委員に説明をしていただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

2番の案件は行幸地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

2番の案件は、新規の申請になります。2月17日に、貸付人の〇〇〇〇さんに話を伺いました。今までは知り合いに協力いただきながら耕作を行ってきましたが、年齢的に作業は困難となり、後継者もないということで、借受人の〇〇さんに耕作をお願いすることになったそうです。借受人の〇〇さんについては、幾たびも承認されており、設備、人員等については問題ないと考えています。

◆会長

〇〇委員に説明をしていただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、次に移ります。

第3番の案件は吉田地区となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

◆担当委員

〇〇〇〇さんは今まで自作していましたが、高齢になったということで、〇〇さんに耕作を依頼したとのことです。新規の利用権設定となります。〇〇さんは、まだ若く、農業も一生懸命やっておりますので、問題ないと思います。

◆会長

〇〇委員に説明をしていただきましたが、質問等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、農用地利用集積計画について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第3号は承認されました。

続いて、議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

◆事務局

それでは、議案第4号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明いたします。

事前に送付いたしました、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてと、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)をご用意ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が定めるものですが、今回、法律が改正されたことに伴い、構想を改正するものになります。改正に当たり、法手続として、農業委員会の意見を聞くことになっているため、市から意見を求められたものです。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、農業経営の目指す姿を実現するために定めるもので、主な内容は、育成すべき農業経営の目標と取組、育成すべき経営体の経営指標、こうした経営に集積すべき農用地の割合の目標がまとめられております。

今回、意見を求められている変更点ですが、主な変更点としましては3点です。

1点目として、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に移行したため、円滑化事業に係る部分を削除するものです。

2点目として、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標を48%から50%にするものです。

3点目としては、文言の整理がされております。しかしながら、全ての誤りを修正できないようですので、明らかな誤字は構想案の決定前に、市のほうで再度確認して修正するとのことです。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についての説明は、以上になります。

この変更につきまして、ご意見をお願いしたいと思います。

◆会長

ただいま農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを説明していただきました。

この件について、農業委員会としての意見がございましたら、発言をお願いしたいと

思います。

(委員、変更について、意見を述べる)

◆局長

ご意見ありがとうございました。

この改正に関しては、意見はないけれども、附帯意見として、抜本的な見直しが必要、こういう点を直していくべき等の意見をつけて回答するというところでよろしく願いいたします。

◆会長

それでは、農業委員会としての意見は特にないということで、次に移りたいと思います。

報告事項になります。

報告第1号、事務局、お願いいたします。

◆事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

市街化区域内の農地転用5条の届出1件報告する。

◆会長

続いて、報告第2号を、事務局、説明をお願いします。

◆事務局

雑草対応状況について報告いたします。

(各対応票と一覧表を説明)

◆会長

続いて、報告第3号を事務局、お願いします。

◆事務局

遊休農地の利用意向調査について報告いたします。

(利用意向調査と農地パトロール結果一覧について報告)

◆会長

議事のすべてが終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、その他事務連絡となります。

事務局から事務連絡が2点ございます。

◆事務局

(事務連絡を行う)

◆局長

最後に、閉会に当たりまして、会長代理より挨拶をお願いします。

◆会長代理

会長代理挨拶をする。

閉会 午後5時05分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年4月26日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 大 澤 年 一

署名委員 奥 貫 進